

介護支援専門員からのよくある質問

平成 27 年 11 月 1 日

① 住宅改修申請手続き変更の理由、立会い調査開始の理由

受け取られた利用者が混乱される事例が相次いだため、受領委任の場合の決定通知は利用者には送らず、事業者に送るようにしています。

事前調査または事後調査は今までも行なっていましたが、今年度専門職（OT）が介護保険課に配属され、体制が整ったことから事前調査を行なう機会が増えました。調査の対象は任意に抽出しますが、理由書の内容と工事内容、認定調査票の状態像に矛盾がある事例、扉の開きと手すりの位置との相関関係など図面上、不明な点がある事例などは優先的にききとり調査、現地調査を行っています。

居宅サービスの利用実績がある、すなわち担当の介護支援専門員がいるのに理由書作成が施行業者の福祉住環境コーディネーターの場合、ケアマネジメントにおける住宅改修の位置づけの確認、もしくは業者本位の工事になっていないかの確認のため、業者と介護支援専門員の立会いを求めることがあります。

② 同居家族のいる生活援助について

「介護保険で利用できる生活援助は、利用者が単身、または家族等が障害や疾病等の理由により家事を行なうことが困難な場合。その他事情により家事が困難な場合（家族が高齢、介護疲れで共倒れの可能性、不在時に行なわなくては日常生活に支障があるなどの場合）」

「市町村においては、同居家族の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい」

（参考：介護保険最新情報 vol.125）

必要な生活援助かどうかを判断する根拠は、専門職である介護支援専門員のアセスメントになります。アセスメントをもとにサービス担当者会議において代替手段の有無を検討し、必要な生活援助としてケアプランに位置付けてください。また家事が困難な事情が解消されるかどうかの継続的なモニタリングをお願いします。

個別の事例についてご不明な点があれば介護保険課にご相談ください。

③ 介護保険証等のコピーを介護支援専門員が各事業所に配布する必要があるか

受給資格の確認義務があるのは各サービス提供事業者です。（参考：運営基準）

介護支援専門員がコピーを各事業所に配布する義務はありません。

個人情報提供の同意書で、事業者間の情報共有についてどこまで記載されているか、内容を再確認してください。

④ 介護認定について（主治医意見書・審査会について）

認知症高齢者の自立度がⅡ以上であれば要介護になるのかという問合せがありますが、そういうことはありません。一次判定は基本調査に基づき、機械的に判定算出していますが、認定審査会（二次判定）では特記事項や主治医意見書を勘案して審査判定を行います。認知症高齢者でADL自立の方でも、他の虚弱高齢者、障害を持つ高齢者と同様、特記事項に記載の内容をもとに、介護の手間が「かかる」「かからない」という観点で話し合いをしています。特記事項には介護の手間が読み取れるよう、認知症の方は特に詳しい状況を記入できるよう、できるだけご家族や介護支援専門員の同席をお願いします。

新規の方と更新の方との公平を期すため、本人の希望、現在受けているサービス状況、認定の経過、また過去の審査結果は審査会には反映されません。認定審査判定は認定調査票と主治医意見書をもとに介護の手間を勘案して判定を行っています。

「症状の安定性」が「不安定」の場合、要介護1以上になる取り決めはありません。病状と介護は直接の関係はありませんが、症状が不安定で急に悪化する可能性がある場合、介護の手間が増えることを考慮して介護度を定めることはあります。

（参考：認定審査会委員テキスト 2009）

（審査会委員より）

調査票で自立（～できる）を選択した場合の特記事項に何も記入されていないことがよくあります。自立を選択した場合でも、なんとかできていて、問題なくできているでは、審査会の議論が違ってきますので、特記事項にはなるべく多くの情報があればと思います。特に軽度者の場合は、介護度を定める際の重要な参考になりますので、必ず記入をお願いします。

⑤ 代行申請に際しての委任状について

認定申請・送付先変更・証の再発行・負担限度額認定・高額サービス費償還払い（本人口座宛）保険料還付（本人口座宛）の手続きについては、委任状は不要です。（窓口に来られた方の身分証明書を確認します）

ケアプラン作成のための調査票および主治医意見書の提示申請は、計画作成届けを提出している事業所に限って受付します。その際には委任状は不要です。

特養入所申し込みの際の認定調査票提示申請については、ご家族以外の方が窓口にお越しの場合は、委任状が必要です。

高額サービス費受領委任払い・住宅改修費・福祉用具購入費請求についてはそれぞれの委任状の添付をおねがいします。